

令和2年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

第1節 水環境等の保全

2. 水質汚濁の防止対策

(2) 生活排水対策

(1) 事業目的

生活様式の変化とともに、個々の家庭から炊事、洗濯、入浴、洗面などの際に排出される生活排水に由来する汚濁負荷量が増加し、河川や湖沼の水質悪化の主要な原因となっているため、生活排水の適正処理を積極的に進める必要があります。

県では、昭和61年5月に生活排水対策の基本的考え方を定めた「島根県生活排水対策要綱」を制定し、総合的な施策の推進を図ってきました。平成2年度に、水質汚濁防止法の一部が改正され、生活排水対策に関して国、県、市町村、国民それぞれの責務が明確にされたことに伴い、平成3年11月に「島根県生活排水対策要綱」を改正し、生活排水対策を積極的に推進しています。

(2) 取組状況

① 汚水処理人口普及状況【下水道推進課】

令和元年度末現在、下水道や合併処理浄化槽等による汚水処理施設の処理人口普及率は、81.3%となっており、前年度から0.7ポイント上昇しました。

汚水処理人口普及状況（令和元年度末）

総人口	下水道	コミュニティ・プラント等	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	合併処理浄化槽	汚水処理人口普及率	
						島根県	(参考) 全国
675,537人	335,838人	4,819人	84,128人	14,509人	110,185人	81.3%	91.7%

(注) 1. 汚水処理人口普及率 = $\frac{\text{汚水処理施設が整備されている区域内人口}}{\text{基本台帳人口}} \times 100$

2. 総人口は、令和2年3月31日現在の住民基本台帳人口による。
3. コミュニティ・プラント等は、簡易排水施設、小規模集合排水施設を含む。
4. 全国数値については、福島県の一部の町村は調査対象外。
5. 平成24年度末より各種人口には外国人を含む。

② 生活排水対策重点地域の指定【環境政策課】

県では、水質汚濁防止法に基づき県内の主要な公共用水域の中で生活排水によって環境基準未達成の水域や生活排水対策の実施が特に必要な地域について、生活排水対策重点地域に指定し、総合的な対策を実施しています。

当該生活排水対策重点地域をその区域に含む市では、「生活排水対策推進計画」を策定し、各種の施策を講じています。

なお、令和元年度末現在の生活排水対策重点指定地域は、資料編：表1のとおりです。

③ 浄化槽の普及【下水道推進課】

近年、下水道と同等の処理能力を持つ浄化槽が開発され、住宅の散在する中山間地域の多い本県においては、今後の生活排水対策の柱として期待されています。

浄化槽の設置に対しては国の補助制度に合わせ、県でも全県の市町村を対象に市町村設置型浄化槽の整備に対して補助（生活排水処理普及促進交付金）することにより普及を図っています。

事業による整備実績は資料編：表2のとおりであり、令和元年度末現在で個人設置型が20,653基、市町村設置型が9,917基となっています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
環境政策課	0852-22-6379
下水道推進課	0852-22-5227